

「第 3 回地震対策のあり方に関する専門調査会」

説明資料

平成 13 年 11 月 16 日
防 衛 庁

1. 地震防災対策を推進するに当たっての主要課題

自衛隊が大規模地震等際して災害派遣活動を迅速かつ的確に行うためには、以下の様な点に留意する必要がある。

(1) 地方公共団体との緊密な連携

災害対策に第一義的責任を有し、被害状況等を全般的に掌握し得る立場にある、都道府県等の地方公共団体と平素より連携強化を一層進めていくことが重要。

(2) 迅速かつ適切な情報収集の実施

大規模震災により被災した場合、被害は不特定多数の人々、建造物に及ぶため、速やかに、可能な限り広範囲かつ詳細な被害状況の把握を行う。

(3) 被災地への速やかな部隊展開

甚大な被害が同時多発し急速に拡大する可能性があるため、多岐にわたる初動対処を同時並行して迅速に実施する観点から、得られた情報をもとに、被災地への速やか部隊展開を実施することが必要。

2. その課題の解決に向けて実施している施策、実施しようとしている施策

(1) 地方公共団体が行う防災訓練への積極的な参加

自衛隊を含む関係行政機関と地方公共団体とが緊密に連携して訓練を行うことは、大規模な災害に効果的に対処する上で必要不可欠であるとの観点から、日頃から災害派遣に備え訓練を行い、また、地方公共団体

の実施する防災訓練に協力するなどして災害への対処に努めているところ。

平成12年度は、全国すべての都道府県主催の総合防災訓練に自衛隊の部隊などが参加し、政令指定都市についても、すべての都市で市主催又は都道府県と市の共同主催の訓練に参加した。

(2) 集結地、ヘリポートの確保

災害派遣部隊の宿泊や駐車場のための地域であり、被災地近くの公園やグラウンドなどの集結地が必要。また、緊急患者輸送、物資輸送及び消火活動などの目的に応じ、被災地内又はその近くにヘリポートを設置することが必要。この際、避難者との競合を避ける必要があり、平素より地方公共団体等と調整を実施しているところ。

(3) 震度5弱以上の地震発生時の航空偵察の実施

平成7年の大規模災害発生時の情報収集体制の強化などに関する閣議決定を受けて、自衛隊の部隊などが気象庁から震度5弱以上の地震発生情報を得たときは、いわゆる自主派遣として、航空機を使用して情報を収集し、首相官邸及び内閣府へ伝達している。

(4) 連絡要員の速やかな派遣

都道府県等のニーズを十分くみ取る等の観点から、災害が発生した場合に災害派遣要請前の段階から都道府県の災害対策本部等に連絡要員を積極的に派遣し、情報収集、関係機関との調整等を実施している。

指摘事項に対する説明、回答

実践的な地震防災体制を構築するための取組みや工夫について

- ・ **関係地方公共団体へ災害派遣要請先の周知徹底**

これまでも都道府県と緊密に連携をとりつつ災害派遣活動を行っているところであるが、平成12年11月には、災害派遣要請に係る都道府県の便宜を一層図るため、都道府県から災害派遣要請を行う場合の連絡窓口について、「都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表」を添付して、都道府県に周知した。

- ・ **各種災害への対応マニュアルの策定**

昨年11月、過去の災害派遣や防災訓練で明らかになった教訓事項を踏まえ、災害の各種類型ごとの対応において留意すべき事項をとりまとめた各種災害への対応マニュアルを策定した。このマニュアルは、予想される災害の形態を①都市部、②山間部、③島嶼部、④特殊災害の4つに区分し、それぞれの場合ごとに災害への対処方針、発生し得る被害様相、求められる主な活動、留意事項から構成されている。各自衛隊は、マニュアル等に基づき、災害派遣活動のより一層の充実に努めている。

複数の都道府県から災害派遣要請を受けた場合における部隊の展開など、広域大規模震災時における防災計画について。

- ・ **他の部隊の増援等**

自衛隊の災害派遣は、災害対策に第1義的責任を有し、被害状況等を全般的に掌握し得る立場にある都道府県知事等が、防災訓練等に当たり平素から連絡・調整の窓口となっている部隊等に対し要請を行っているところ。

要請を受けた部隊は、必要に応じて他の部隊等の長と協力して災害対処を行うこととされているが、必要に応じ、長官が他方面隊等からの増援等を命じるといったことを実施している。

- ・ **南関東地域震災及び東海地震の対処計画**

他方、南関東地域震災及び東海地震については、発生の切迫性が高く、かつ発生した場合に著しい被害が生ずるおそれがあることから政府において特に態勢を整えていることから、これと連携して、防衛庁においても長官指示により各自衛隊、統合幕僚会議の計画を作成しているところ。計画においては、被災予想地域等に所在する初動部隊はもとより、災害の段階に応じ、被災予想地域以外の地域において増援部隊や支援の部隊を予め指定しているところである。